838
12
87

国立国会図書館　　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

家忠日記増補追加巻之十九　自慶長十一年 至同十四年

慶長十一年丙午

正月大

一日　江城ニ於テ佳例ノ如シ　廿八日　蒲生秀行ガ家臣ノ岡ノ嫡子高次江戸ニ来テ始テ　台徳院殿ニ謁シ命ニ依テ大学助ニ任ス于時　台徳院殿ヨリ御腰物兼光　御腰物国光　大神君ヨリ御腰物則宗ヲ以テ大学助ニ賜ル是ヨリ先伏見ニ於テ殿下ニ於テ大学助大神君ニ謁セシ

二月大

八日　大神君伊達政宗ガ宅ニ渡御アリ御腰物長光ヲ政宗ニ賜リ其子忠宗ニハ御腰物大原実盛ヲ賜リ又政宗ニ

曽山文庫
根岸信輔氏寄贈
帝国図書館 昭和八・一〇・二
国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』　請求記号 838-87
ガラス使用

常州笠間之地ヲ給リ

三月小

江戸ノ城總石垣ヲ築ク 和泉守高虎縄張ヲ以テ 諸國ノ
人夫ヲ以テ是ヲ築シム 十五日 大神君江戸ノ城御
出 駿府ニ赴キ玉フ 十六日 藤沢ニ御
十七日小田原ニ御 十八日三嶋ニ御
十九日清水ニ御 廿日駿府ニ御 此地ニ逗
留玉フ 廿五日駿府ヲ出玉ヒ田中ニ御
廿六日中泉ニ御 連日雨降テ濱松ニ二日御滞
在玉フ

四月大

一日 大神君名護屋ニ御 二日岐阜ニ御
三日赤坂ニ御 四日佐和山ニ御 五日永原ニ
御 六日膳所ニ御 七日伏見ノ城ニ入玉フ
此月榊原式部大輔康政病ニ依テ 台徳院殿上使ニ遣
セ給フ 酒井雅楽頭忠世 土井大炊頭利勝ヲ以テ病中ニ付
ニ医師延寿院玄朔玄鑑 台命ヲ奉テ療治
ニ加ハル 上使ヲ以テ屢病ヲ問ハセ玉フ 此月細川
越中守忠利従四位ニ任ス

五月小

十四日榊原式部大輔康政上野國館林ノ城ニ於テ卒去
年五十九歳
台徳院殿ヨリ阿部備中守正次ヲ上使トシテ

六月大
三日 水谷伊勢守備後辛もて立ち退く 五歳
七月大
廿七日 大神君伏見より洛し二条城へ入玉ふ
八月小
十一日 大神君京門 武利 修理亮 道往 従四位下 左近衛権少将に任ず 同日 松平 陸奥守 従五位下 侍従 常陸介に任ず 廿六日 西尾 隠岐守 従五位下 侍従 にゆるさる 吉次 五歳
廿七日 大神君伏見し城を立玉ひ
九月大
一日 甲州逃恒伏見し城を取
逃恒より松平し好正 場もし并 御偉名 御許受しも家人
ともに 廿一日 大神君伏見し城
東照時城引 退ふ 松平 左衛門尉 忠吉 属射別宗姫
大神君に謁 其日江引 水口し
ふ 命ず 平 三子名 別宗 場
新し城 台徳院殿 移玉ふ 野尻 宿
十月小
六日 大神君 駿府 渡御
十一月大
四日 大神君川越 御放鷹
此月常刊下書

頼房卿 廿日 姫大帝 御厨門 対馬守重年 云々 廿六歳
此手 酒井 與四郎 忠利 伝十二 叙し 侍従 に任ず
淺野 淳正少弼 長政 二男 甲斐守 忠重 五萬石 及 伝列 愛知郡 五千石 を
賜り 内左京亮 忠成 江列 長淀 城 を賜り 同 城 に 移る
(六歳にて) 始て 台徳院殿 謁 (国田氏 説 此時 神尾 と 号す)
大神君 し 侍女一位局 (此局 刑部卿 一位局 の 事 なり) 神原 門記 無之 久野 氏 説 に 拠る
久野 し 城 に 移り 此手 伝列 し 牧野 備後守 成貞 卒去 (国田氏 説 に 拠る)
禁裏 三面 より 不 出 (一説 に 禁裏 より 不 出 と 云 ふ)
主 薨 年 四十七歳
慶長十二年 丁未 正月小

一日 江城 し 奏 (例 し 如 一説 に 奏 せ ず)
し 城 総 登 (一説 に 城 総 登 に 依 て 法 国 し 人 支 配 列 より 登 城 す)

二月大

十七日 駿府 し 城 総 始 (一説 に 廿七日 と 云 ふ)
大久保 加 賀 守 宅 へ 寄 給 ふ 廿八日 忠吉 大神君 江戸 より 帰 る
大神君 忠吉 を 病 に 臥 (一説 に 廿九日 大神君 江城 に 出 座 し 忠吉 を 御 見 舞 ふ 御 病 間 も 無 し)
廿九日 大神君 江城 に 出 座 し 忠吉 を 御 見 舞 ふ 御 病 間 も 無 し
御 列 中原 に 御 放 鷹 此 地 より 程 近 き 故 也 (一説 に 廿日 は 常 在)

三月小

五日 従三位 右近衛権中将 忠吉 薨 (一説 に 廿五日 駿府 より 逝 去 (一説 に 初 名 忠 吉 大 神 君 より 一字 拝 領 す 行 年 二十八歳) 其
信 (一説 に 石川 主 馬 助 稲 垣 将 監 中 川 備 前 守 九 鬼 隼 人 殉 死 す)

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

小宰原鹿物に於ても松岡に蟄居せて雖忠吉を逃去
せ令て江戸より来て城上せ旨を伝ふ又
彼ら死罪は免ふ　九日天野三郎三郎両人康景の仮地し竹の代
寺し城に於て逝電も其あ康景ら康景列興國
せ令作りし刀を持参き死罪に処せ旨を伝ふ
清田京し江民此術に盗れし方順庵
に教言も殊堂落ち去て代官井手康景ら許よ使ひ
井手康景ら許よ使ひ来り此由を告ぐ康景
此言甚驚き速よ南庄
去ら令し定法ら何を安ら死とそんと上位神
ら松ら人に報よ彼も康景下知に
万ら此事偽よおのそい康意こや異
ら処ふ処なりしも迷ふて井手私し思ふ
能出ず　大神君し上守に達し
ら事ら彼ら伝も竹ら盗
彼順庵に諫せ令し此術ふ
康意ら如ふて不気し不のいふ
ら所ら牡丹日よ江明ふて其
し注ふら本多上野介
告ら曰康此事に
事実ふて曲ら彼順庵に

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

猶し出ぬ海の景色も田舎し出ちうばれ雅おも曲れるよ
さう事に寄せし遊よ雅して所後多ぬ退ていふ如て云ふ遊を
興國寺し城ぬ着て國電よて 十一日 大神君駿府し城
入玉ふ

壬四月小

一日江戸し城給始 八日於中ぬ云秉康大神君
ありて雅云遊ふ四十歳其後右屋左馬介長見右衛門殉死て
廿日朝鮮し三使江戸ぬ参ら信使呂祐圓使ぬ逗
陪従ら之儀ぬ 舎ら伏見し城ぬ着る 廿六日 尾刈ぬ着ら 若狭
五月大

六日朝鮮し使 台徳院殿ぬ謁ら大鷲五十連 人参ら信幅 二百巻 虎皮千張 豹皮千張 青皮千張 白苧布三十疋 苧麻布三十疋
白紵布二百疋 朝鮮三使ぬ着ら 十一日 台徳院殿ら長刀ぬ及し
苧席ぬ千帖 紙五千帖 献じて 十一日 台徳院殿ぬ謁し三使ぬ着ら
白苧布三十疋 寄伯 硯伯 献じて 十九日朝鮮三使ぬ着ら
三使ぬ着ら三御ぬ着ら 廿日 大神君ぬ謁し三使ぬ着ら
親書ぬ着ら 廿六日 尾刈ぬ着ら 大山し城ぬ着ら
義利ぬ着ら 義利ぬ代て活刻し城ぬ着ら 廿日 大神君ぬ着ら
関中ぬ着ら 七月小 三日朝鮮三使江戸し城ぬ着ら 大神君ぬ着ら

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

[illegible]時　台徳院殿[illegible]
[illegible]古[illegible]安[illegible]武[illegible]
御[illegible]白[illegible]
[illegible]
[illegible]

七月小
十七日叡山三寺仰せ下され候
比叡山延暦寺延喜式國内
五千石目録
別紙 永代之寄附之
件
之
長十三年七月十七日
山門三院執行代

八月大
六日勅使藤原俊房
卿 大神基政
卿 中納言 大納言 従二位行
勅使藤原俊房卿
勅使藤原俊房卿
七日叡山三寺仰せ下され候
比叡山延暦寺延喜式國内
五千石目録
別紙 永代之寄附之
件
之
長十三年七月十七日
山門三院執行代

八月大
六日勅使藤原俊房
卿 大神基政
卿 中納言 大納言 従二位行
勅使藤原俊房卿
勅使藤原俊房卿

宮原勇子私離縁之儀ニ付
伺書

当巳十三年戊申八月六日　秀忠

奉行掌相模

八日叡山ニ法式七箇条被仰渡

一山門院領不論学侶堂舎建立ニ付
山院并坊舎建立ニ付人夫
事

一雖為学侶堂舎為仏法興隆
一顕密ニ名室為学侶
一為一人ニ坊三坊抱置并
ニ付而禁止
事

一坊領其領持ニ不可
一坊舎并ニ知行ニ
一院格ニ応諸
大ニ除之外
事

十日　台徳院殿江戸ニ
台徳院殿ニ
廿五日　大神君
台徳院殿ニ
刀ヲ
ニ付
ニ付

九月大

三日　台徳院殿廟所ヨリ出テ江戸ヲ趨ル　十二日
大神君遷座ニ付御ヲ送江戸ニ到
大神君江戸ヲ城ヲ入玉フ

十月大

廿日内裏ニ於テ法成寺摂政
十一月小

四日法式ヲ定ム　成瑞院法院
　　成瑞院法院

一天下安全御祈念長日護摩ヲ修スル事
一院ヲ号真位持ト称スル事

一院ヲ号ス尊号ヲ称スル事
一為頭書ヲ名字ヲ改ル事
一任官ノ例ニ准ス悪行ヲ不作ル事
一門跡ヲ始メ諸寺諸社ノ法式ヲ定ル事

　　太神君ヲ祭ル大明神ト称ス
　　寛永十三年丙子成申十一月四日

二日　大神君江戸ヲ出給フ　八日
宇都宮ニ着玉フ　廿四日吉良左兵衛義周ヲ高家ヲ上意ヲ以テ
蟄居ヲ申付ル　侍従ヲ以テ
便ヲシ地食邑一万石江州志賀ヲ
シ地四万石ヲ加増ス　廿九日
大神君江戸ヲ出給フ　八日
宇都宮ニ着玉フ　廿四日吉良左兵衛義周ヲ高家ヲ上意ヲ以テ
蟄居ヲ申付ル　侍従ヲ以テ
便ヲシ地食邑一万石江州志賀ヲ
シ地四万石ヲ加増ス　廿九日

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

篠山ノ城令ニ色五郎ヲ松平周防守
四国ヘ海上ヨリ送ル大名ニ命ヲ蒙リ城ヲ請取
指渡トセラル 仍テ遠江守ヨリ此事ヲ西宗塩竈六郎
兵衛（本国以下ヨリ此事ヲ西宗ニ松平
大神君ノ命ヲ受ケ水野監物ヲ
御奉行トナリ常州ノ戸ニ設ケ地一萬石ニ仕テ松平沈三郎忠實
盛重信五位下ニ叙ス 左近将監ニ任ス
法五位下ニ叙ス 左ノ任ヲ任ヲ後ノ改
有松（大神君ノ御名ノ称）台徳院殿ニ仕ヘ
姓ヲ御諱ノ字ヲ賜テ松平三郎忠雄ト
号ス四位下ニ叙ス 侍従ニ任ス 手時御物
忠雄ニ賜ル 三男有五郎（即大神君ノ御名ノ称）
台徳院殿ニ仕ヘ松平ヲ姓ヲ賜ヒ
ノ字ヲ賜テ松平宮門ヲ補忠雄ト号ス 手時
台徳院殿ヨリ古物御馬ヲ賜ル

慶長十四年 己酉正月小

一日江城ニ笑儀ノ始メ 諸士参賀ス
台徳院殿ヨリ御使ヲ以テ祝詞ヲ賜ル
此日天顔ニ咫尺シ奉ル
大神君駿府ヨリ出迎ヘ田中ニ着御
二日 十三日濱松ニ着御
廿日岡崎ニ着御 廿三日岡井忠俊（忠次ノ男）従五位下ニ叙

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

宮門守備ニ任ス　廿五日法例ニ依テ赦ス　十一日

二月大

四日　大神君法例ヲ出シテ物産ヲ献ス　十一日

大神君政務ニ預ルヲ入ル　此月酒井雅楽頭忠世ヲ上列

老ニ加ヘラル　廿一日両使来ル　久

大神君　台徳院殿ヲ葬ル　会葬ヲ琉球国ヨリ征伐セン

ト欲セハ山形ヨリ門前ヲ経テ　幸田太郎左衛門尉

ヲ副将トシ　軍士三千余騎豊臣秀頼ヲ攻ムルニ

ヨリ　大坂ヨリ帰ルヲ途ニ琉球ヲ征伐セン　百余艘破綻ヲ解テ琉球

千余人出向フヲ拒ム　両使ヲ走ラシメ　両人

百余級殺ス　両人皆降

三月小

寺院社家ヲ令シ印状ヲ在御所及ヒ院中ヨリ物ヲ

商売中屋敷ヲ許ス　門前ヲ尾村神主社人屋敷等

事ヲ止ム　就不ヲ知ヲ遠境中ヨリ後地ヲ山中条昇

銭ヲ軍粮令一統ニ於テ之ヲ　社領寺不可ヲ懈怠ヲ状ヲ如

ヲ長十四年三月五日

日光座禅院

同院住中

此月武州岩付城ヨリ招ヲ忠房ヲ居城焼失ヲ

進ヲ

四月小

一日為清之軍勢那覇港に到り港口を扼し且つ張陣をなし拒く為清之を
攻むる事三日味方しき戦死
者一百余人を遁れ城に入て王城の固を
之を攻撃すれ共堅く守て為清
攻めれ共堅く守て為清
樺山平田王城の堅く固を
又婦女及仁戸に擄掠を施して
し居る人を引き四股打ち一挙に乱撃
再三不応に天に打ち上る
大神君命をもて日報事をもて

仰ぎ知らせて

五月大

一日制法を命ぜ寺院及び社僧
三井寺の僧代寺者ども
護不入之上当る北山林を伐採竹木殺生を禁ぜ
坊舎門前寄宿ホを免除
し候或いは武士郎従以下之居住
禁止武士郎従以下之居住也
精誠を尽す件

寛長十四年五月朝日

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

経験者にて事に従ふ者
公伏罪あらば上ゝ結構の御沙汰
ゟ不申付ゟ先申付ゟ先状文体

寄長十四年五月廿日

重種院

三日京都宰相ゟ次席にて評議
申村宰にて廿歳
之事ゟ沿一杯盛物迄
ゟ事ゟ沿迄盛物別ゟ五寸
廿五日琉球ゟ国王ゟ
ゟ

七月大

五日薩摩少将琉球国ゟ征伐
ゟ御使ゟ参向ゟ
大神君ゟ
ゟ御書ゟ

琉球ゟ
国王澤ゟ
仕合ゟ
ゟ長十四子七月五日

征伐ゟ中山王ゟ捕ゟ
ゟ
琉球国ゟ
ゟ
ゟ
薩摩少将及
ゟ
琉球ゟ人数ゟ
ゟ
ゟ
ゟ

秀忠

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

琉球国之儀ハ永ク被為附時日及一戦彼国皇被為討亡剰国王降参シ并三国官吏不残召連海上ヲ遥ニ相遁候ニ付而ハ無是非事ニ候

一長十四年七月五日　秀忠

薩摩守江

琉球国之儀ハ永ク被為附時日及一戦彼国皇被為討亡剰国王降参シ并三国官吏不残召連海上ヲ遥ニ相遁候ニ付而ハ無是非事ニ候

一長十四年七月五日　秀忠

薩摩守江

琉球国之儀早速高平相調シ申候通ニ候間、其元ニ在陣之諸勢引取候様ニ可被申付候

一長十四年七月七日　家康

薩摩守江

十四日城ノ伏見ヘ城普請ノ事ニ付下知状ノ写

一伏見御城中御番衆ノ人数合ノ写ノ事

一御番所ニ武具并道具ノ事

一御立番中ニ於上方一国抱ノ事

城中ヘ

諸高人出入等可ニ及中付事
一貝松振舞ニ汁三菜酒二迄ニてくまし事
一献酒ニ入ル盃上下共ニ三つ宛ニ事
一火之用心ニ付事
右之通相聞候ニ付而ハ
寛永十四年七月十四日

松平出雲守
山口休庵
十五日奉行衆ニ印判ヲ被渡候ニ付而
下野国ニ而当御代ニ住持職之事免許国寺ホ
住綸旨ヲ以来ニ進退ニ付而ハ
寛永十四年七月十五日
当国ニ而ハ御当代ニ住持職之事免許国寺ホ
住綸旨ヲ以来ニ進退ニ付而ハ
寛永十四年七月十五日

八月小
四日松平忠一本ハ中村ニ在国ニ而ハ
公儀忠之卿ニ而ハ
寛永十四年七月十五日

母衣衆馬ヲ出也
七井大炊ニ
酒井雅楽ニ

一寺社ニ而町人百姓ニ至ル迄
一猥ニ伐採竹木事

一百姓等他國ニ於テ為由事仕候ハヽ
堅ク可被申付候
中ニハ若在来
古像ニお毒ニ而
作古ニ改申候
寺長十四宇八月四日　　お扱ニ
佐渡ニ

同訪門徒心長盛ニ毋波國亀山ニ城二萬石ニ
仏会ニ三万二千石ニ仏ニ
ハ
東寺法度

一東寺ニ而ハ真言ニ而ハ横合ニ文言ニ而ハ
ニ仁王経ニ而ハ宝ニ而ハ持律ニ住持事

一観知院ニ一宗ニ勧学院也御修法ニ
ニ本尊ニ大切也不ニ一冊ニ貝緒ニ
ニ野山ニ高野ニ修行ニ
古ニ学ニ宝ニ修学事

右東寺ニ而ハ顕真言教ニ所学及退転ニ
油断ニ学問ニ
修学ニ興行ニ
寺長十四宇八月十八日

廿八日　東真言宗古義ニ

関東真言古義法寺家中法度

一一年毎夏法談し日限里数不定てその度城事

一二季勢古雅為一季不て断怠事

一本寺住山并て通三ヶ国之事

一雖為本寺住山不学所学之事并て許能化事

一雖為学問不許能化下知事

一本山住山し官吾宗本書乗て受之事

一假雖為新参所学之事并て他受之事

許能化事

一一度為分伴法興隆し行義事

一改古改し一寺一山并て今住寺并て退転事

右九箇條堅可守之者也

寛永十四年八月廿八日

関東真言寺家中

九月大

廿一日伊勢内宮遷宮云々 廿三日大納言殿薨宿

少将在江戸列国中し城介 武州川越し城介

色二萬石酒井備後守忠利朝臣 廿七日伊勢内宮

遷宮云々 西国法大名五百石領ら上し武光私私

没の云々 九州長門守忠雄朝臣 令上せらる旨并御書

久保帯刀殿御両人へ其趣使を以て申入る 廿八日西国し大名悉く

当地へ使を以て注列を取り

駿河及江戸に於上世日以使を
薄政狩大和如斯 紀伊國 及と号 聖子
河内守稲葉兵六という者二被仰付
十月大

八日久野宗安入道卒也 八十三歳俗名之助と云 法名雅宗
大神君無恙寺よ正被賀之由
そう 廿九日石川日向守成重也 此日寺院命
ず駿馬寺よ物
南寺門末境内山林地子銭人足ふし事を免
許年来 城列聖中村三十石の米事金にて寺
納之也

家長十四年十月廿九日

駿馬寺

十一月小

五日 大神君御不例に依て三箇
安養常刀垂次ぎ使として江戸に赴しめ御ふ例を
うかがう事也 台徳院殿昔年
ず東寺よ物

為真言佛法興隆東寺醍醐三宝山模倣と
文応和之頃更不立両部之教中依之懈怠して
俊約等不修仁敬阿吉祥院等
勤之吉持律僧也持之也自今以後

宝永十四年十一月廿一日

東寺長者両坊

寺法しの仰合到着寺よりの

高山上らし古跡也寺法学問所ニて

名宝二十個不撰硯学問

我中於ニ硯学問怠ら会寺ニ仕寄老以前

許之ニ而ハ無其侭持老也

宝永十四年十一月廿一日

宝永十四年十二月廿一日

此月酒井左衛門忠五位下ニ叙

十二月大

五日大雨ニて城ノ石川玄蕃頭ニ

徳ニ城ノ石川玄蕃頭ニ

候しめ

十二年七月廿七日家通文ニ

し城ニ居しめ城ニ

経しむ

時ニ

水底ニ流ル

十五日高浜ニ

使者ニ

台徳院殿ニ

入道ニ

親ニ

り年ニ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

本多作渡ゟ手紙遣ひや也　秀忠

十二月十五日　晴　朝曇　夕晴

廿二日於平仮宮ゟ仕吉ゟ子兄牙　台徳院殿ゟ御本
状元服も　嫡子渡山城守と　御偏字ゟ　忠国と号
于時御偏物　和州忠国ゟ物ゟ　御偏字
被下候ゟ　忠晴ゟ物ゟ
廿六日薩ゟ　琉球国ゟ　謝恩
使者ゟ　琉球ゟ　花ゟ　琉黄什　唐扇風
ゟ　大神君ゟ　歌ゟ
ゟ　大神君ゟ

琉球国ゟ　謝恩
ゟ　琉球ゟ　花ゟ　琉黄什　唐扇風
ゟ長十四ゟ十二月廿六日　薩ゟ

此月渡ゟ　遠ゟ　頼宣ゟ　嫡ゟ
頼房ゟ　嫡ゟ　城ゟ　此月　大神君東国ゟ　御取寄ゟ
武ゟ　岩付ゟ　城ゟ　御領ゟ　城ゟ　城ゟ　新ゟ
答状ゟ　城ゟ　此春　岩付ゟ　城ゟ　城ゟ
城郭　御合ゟ　大神君上洛ゟ　城焼失ゟ
後成　御感ゟ　城ゟ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

御し座忠房の弟三九郎河内守長次上使として白銀二百枚忠房より物ノ
三新之年暮之祝儀として樽肴
大神君 台徳院殿上洛之節御家人従大名
見物として各宮殿之物ノ 此年
して守護仕 切腹被仰付 真田安房守昌幸
高野山へ被遣 年九十 此事法性院
寿命保元風早三郎 今治三万三千石領知中物之補
安治ノ物ノ下信濃国山川等地二万五千石拝領中ス
定綱ノ物ノ 此年戸沢帯刀政盛信五位ノ

叙し 右京亮に任ス 千時
此政盛ノ物ノ 一都鄙物ノ嘱予 台徳院殿より
母没ノ任ス 依之忌服ノ 信五位下ノ叙
任ス 紫宸殿ニ於テ 信五位ノ叙 義作ス
任ス 此年武家ノ利隆ノ男 新太郎 光政
任ス 台徳院殿ノ 牧野内匠頭 信成
叙ス 来 御物語 御祝儀
時服白銀ノ利隆ノ物ノ 備中国
千石ノ利隆ノ室ノ物ノ 利隆
嫁せしめ
ル

永忠日記追加巻之十九終

家忠日記増補追加巻之二十　自慶長十五年至同十六年

慶長十五年庚戌正月大

一日江戸ノ城ニ於テ賀儀例ノ如シ

台徳院殿ヨリ大久保加賀守忠職幼歳ナレトモ使トシテ駿府ニ来賀ス　二日秀頼伊東掃部助ヲ使トシテ駿府ニ赴シメ新正ヲ賀ス　九日大神君田中ニ猟シ玉フ　十三日大神君於吉良ニ着御　十四日大神君駿府ニ還御　十九日大神君田中ニテ放鷹アリ　廿三日台徳院殿ノ鈞命ニ依テ内藤甚十郎忠重（于時廿五歳　後伊賀守ト号ス）大猷院殿（于時七歳）ノ傅トナル　廿四日大神君田中ニ出

主水を中宮ニ務して出小

二月小

二日 大神君中宮より田中ニ渡御 四日

大神君駿府ニ還御

壬二月大

二日 堀越後守忠俊ヶ家臣堀丹後守並寿と同姓監物

兄弟相論争て訴訟ニ及江戸ニ来て是非訴ヲ出ス

小老人年弱未熟ニ而て列座して 大神君此訟ハ此出ニ

監物同意守世並之 同族越後守同加賀守

堀丹後守並寿同

出して寿答御前ニ召て何条ニて千時並寿封印無之候

持出て読て監物ニ相対して 大神君信子し表ニ御

前し細く見て其後見て小並寿監物兄弟ニ守ヲ

出て来 三回並寿謂て曰監物国ニ至て和田ニ至流

ハ浄土法花し係ハしを 和して宗論ハ甚備方ハ不知

浮て浄土宗し係十余人ハ殺害ありし也遣して

大神君信子ハ大ニ嘆ての浅井し属御例ニ使して

大神君監物ハ無事して曰こと宗論ハ此ニ備方ハ

没落して去ハ従者りし也ハ 命せらる監物ヲ曰智者ハ

しれる出家能ハ此し免こと免ありし也と云上して 又 命ありて

日本僧智者ハ何人ぞ出て来てこれありて宗論し出家能ハ

国立国会図書館 タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

改て由ハ一ツ知ざるハなし我意ハ恐ハ此一事ハ
大なる誤也此一事ハ私曲ハ元より余事ハ
不及又教度なき所ハ教度なき事ハ諫諍ハ
毎ハ我ハ折しハ強ハ事ハ無ハ事ハ無ハ
ハ事ハ国ハ治ハ人ハ忠俊ハ名ハ出ハ命ハ
忠俊ハ城ハ配所ハ豊物ハ知上ハ摘ハ寄
ハ無ハ伝ハ旧ハ五ハ減ハ
伝ハ於ハ事地ハ三ハ二ハ
利ハ春ハ幷大坂ハ
城ハ色ハ三ハ二ハ事ハ
教度ハ三日 上様ハ忠輝ハ
川中ハ事ハ
十日 台徳院殿三ハ

田原ハ将ハ為ハ
台徳院殿田原ハ
将ハ 十七日 台徳院殿
慶二百四十七ハ二十二ハ
八ハ書 関原ハ八ハ書
廿日 台徳院殿日光山ハ
慶百五十 ハ三十四ハ
台徳院殿ハ
慶百六十二ハ二十二ハ
台徳院殿ハ
御ハ慶五十一ハ二ハ
十六日 台徳院殿ハ
ハ三ハ
ハ三日
ハ
廿二日
ハ
廿四日

台徳院殿小松原観音寺ゟ御霊牌　廿八日
台徳院殿於駿府ニ遣御　此月西ノ丸へ移し入来ゟ
今ゟ城ハ尾州名護屋ニ築しめ玉ふ

三月小

五日　台徳院殿於駿府ゟ出て江戸ゟ赴き玉ふ
十一日　勅使洛ゟ出て駿府ゟ赴く　明年議定之由
ゝるゟり　廿二日井上主膳名代ゟ任ゟゟ銀し進献之
任せて

四月小

家康中ゟ入侯　去御不快ニ付御上意ゟて以関東
府しゟ去三日郡山吉野ゟ武家坊別館ゟ之

元之旨　上意ゟて以之精進寺中注文名可出
旨上ゟ之遣之

四月二日

若者ゟ入ゟ由　御不快ニ付　御上意ゟ上方筋
ゟ去日光山之別所遣候山房別院
四箇所ゟ之旨　上意ゟて以之精進寺中
注文名ゟ之旨上ゟ之遣之

三郡之庭院中
喜郡之庭院中

若狭対馬守
酒井雅楽頭
本多佐渡守

四月二日

日光在祥院
房列座院
氣法山知院
之利瀧河院

安房守馬守
酒井雅楽頭
本多佐渡守

定

一 作し事を不及沙汰中間小者ニ至る迄
一 切之へらす事
一 公用之外出入之者ニ一季ものゝ
一 召置へからす事

一 新参之者ハ存之次第指急
来ル朔日より於聖堂
毛事

一 御参府御供御上洛之節供
し候ハゝ当年
其節出立之
ゟ六尺一圓抱
料金ニ而一枚ニ出事

大條ニ堅ニ而ハ不可也

寛永十五年四月二日

四日法式五箇條ハ三家ゟ御

三条西山寺中法度
一 座法中し談所法式之事
一 西門法中談式之順門室之事
一 於非学之者ハ門室ニ上ル事
一 於古跡之院家ハ西門室ニ而被請
学者ハ師弟共ニ西門室ニ而可通
之事
一 頓学之仁ハ日吉法ニて企談
一 学侶方之ハ不倫之者ハ院家ニ而
之雖有西門ニ通之ニ入魂事ニ候
一 事

右條々如此令也
寛永十五年四月廿日

金剛峯寺座主

此間於平法院ニ而雄法院
法印ニ及江戸ニ参候ニ而
大神君ニ御謁ニ而
御馬ヲ給ル

五月小

十一日ニ六角門前ニ而被仰渡
候ニ而十六日ニ西洋寺ニ而
座主ニ被仰渡ル

一日ニ而
中山ニ

七月小

一日 大神君御別業に渡らせ給ふ 十三日まで御逗留

廿七日御別業に渡らせ給ふ 此月武州深谷辺八千石

大猪を獲て献ず

八月大

二日本田新六郎辛を以て 三日 台徳院殿より御使として

幷大猪を献ず利倉源右衛門尉を以て 大神君へ御菓入

大神君より御返礼として

利倉源右衛門尉を以て菓入を献ず

六日 令せらるゝは

八日 来る九日中山主計頭

大神君へ御成あるべし

大神君へ御成あるべし 将軍家へ御成あるべし

九日 中山主計頭

大神君へ御成あり 御太刀一腰 白銀二万両

御馬二疋 白銀二万両

十日 中山主計頭

大神君へ御成あり 御太刀一腰 白銀二万両

御馬二疋 白銀二万両

十八日 久々中山主計頭城へ登城して饗応を賜ふ 猿楽

仰せ出されしめ玉ふ 午時 常法の如く

曲のさゝ間より出ざる者海物を捧ぐる者

大神君より御使を以て御菓子を賜ふ 名月の

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

より及る城の退出を　十九日　大神君より　壽久公中山王の使を務る　廿日　壽久公中山王江戸に登る　廿五日　壽久公中山王江戸に着る　廿六日　台徳院殿より　壽久公へ上使の勅諚あり　廿七日　台徳院殿より　壽久公へ上使の勅諚あり　廿八日　中山王江城にのぼる　台徳院殿より御太刀馬一疋　紅絹百疋　太平布二百疋　大神君より　壽久公へ上使の勅諚あり　廿九日　台徳院殿より　壽久公へ上使の勅諚あり　壽久公中山王江城にのぼる　台徳院殿より御太刀馬一疋　紅絹百疋　太平布二百疋　大神君より　壽久公へ上使の勅諚あり

九月大

十六日　中山王及ひ　壽久公江城より　君侯へ登城ありて　先日御尋ね　壽久公へ　根田し宅地に上使ありしを　台徳院殿より　御馬ひかれ　中山王へ　拝謁ありて　江戸に着ありし　御礼　廿日　壽久公江城より　君侯へ登城ありて　御太刀馬ひかれ　中山王へ　拝謁ありて　江戸に着ありし　御礼　廿四日

十月小

九日　後水尾　城御庭焼実ニ　君侯へ　御招請ありて　御成　此日　松平大神君　松平右衛門佐忠久ニ　本地千石ハ加増ありて　大浦志摩守　五千石ニ　本地千石ハ加増ありて　合弐千石ニ　御加増ありて　十八日　本多出羽守忠政ニ　遺跡弐万石ニ　御加増ありて　十九日　大神君小田原へ　御着

廿日 大神君武州杉山ヨリ水戸ヘ
大神君御事被為遊日ニ依テ江戸ヨリ城ヘ入ラル

十一月大

廿七日 大神君江戸ヨリ出テ駿府ヘ赴キ玉フ
御放鷹ノ為ナリ

十二月大

十日 大神君駿府ヨリ城ヘ帰リ入ラル 廿日 松平右衛門佐
忠吉卒ス 嗚呼哀哉 此子井伊掃部頭直孝ノ上列ニ於テ
三男ニ当リ 此子細ハ云々 台徳院殿ノ
二男ニ当ル為ナリ 此子細ハ云々 台徳院殿ノ
御末地ニ領ス 末地ニ当ル為ナリ 浅野長政ノ
養子佐衛門尉幸長ノ
二男ニ当ル為ナリ 此子時 台徳院殿ヨリ山内
四男ヨリ勲一 土佐ノ国ニ任ジテ于時
忠義ヨリ為ナリ 大納言ニ叙セラル 紀伊ノ国ニ
松平右京亮基次ヨリ勲一 紀伊ノ国ニ任ジテ
参洛ノ忠功ヲ以テ 従五位下ニ叙シ侍従ニ任ジテ
大神君ヨリ御令ヲ以テ也于時
慶長十年乙巳 大神君ヨリ御物
忠吉ニ下賜ス 河越国中ニ於テ
七千石ヲ以テ 此子河越ニ於テ
上列ス 幸ニ

五千石安房対馬守に依て被下 此年
台徳院殿隠居奥方西宮に宅を被下 御座有 此年
秀頼公上洛大御所殿御對面也

慶長十六年辛亥正月大

一日 台徳院殿より酒井七郎次歳首として御使として
駿府に至て新正を賀せしむ 此日秀忠大御所に至り為御使
として駿府に来り賀せしむ 七日 大神君遠州に赴き
給ふ為鷹狩出玉ひて田中にて御 九日榛原郡に
御放鷹ありて中泉にて御 十七日中泉を出玉ひて
田中にて御 十九日安部新四郎年吉卒 八十三歳
大神君御幼年より駿府に寓居せし時近仕せし者
なり依て 大神君彼か死を悲しみ給ふ

三月大

六日 大神君駿府を出城御上洛に赴き給ふ
此日田中に着御 同日江戸を出城 七日掛川に着御
八日浜松に着御 九日吉田に着御 十日岡崎に着御
十一日名護屋に着御 此二一日御滞在 十三日岐阜に
着御 十四日赤坂着御 十五日彦根に着御
十六日永原に着御 十七日 大神君御入洛 廿日 義利（後義直と改む）
左近衛権中将に任せて同日参議に任 中将義利（元従四位下右兵衛督）
是も従三位に叙せて 頼将（後頼宣と改む） 左近衛権中将
に任せて同日参議に任し 中将頼将も従三位に叙せて

元服四位下
常陸介

頼房従四位下ニ叙し左近衛権少将ニ任セら
廿一日勅使来て　大神君ニ告て曰大政大臣ニ任し玉ひ
菊桐之紋を賜ハるへきよし勅許ありける
大神君ハ大政大臣を辞し玉ひて新田之元祖大炊介義重
ニ鎮守府将軍及亡父広忠ニ大納言之贈官を給ひ玉ひ
又菊桐之紋ハ昔源家新田足利之ほか別て一之門葉
尚雄威ハ年来を得て押りけるニ後醍醐天皇之御宇ニ
足利高氏ニ菊桐之紋を賜ハりける依て足利之氏族ハ今ニ
至るまで此紋を用ひ来て彼流ハ他しよハ用ひる事なる
末代ニ及て始て新田家ニ此紋を勅許ありて今是を用ひ
ハ亡威足之利ニ劣まりしに似たり末代ニ及てハ恐ある是

ハ用ひさりぬれハふめ我今新田家を続たしことを
意恕なりし人ハ口惜かりけれハしとて勅免ありてしまへる
殿威恐ふ浅　廿二日新田大炊助義重ニ鎮守府将軍ハ
贈り同日　広忠ニ大納言を贈り上卿大納言菅原朝臣
兼備中守職事右中将菅原朝臣寛有是を伝う
大神君大政大臣を辞し玉ひて此贈官を執奏ありて
依て也　廿三日昨日之義ニ　広忠贈官ニ依て其
御礼として　大神君今日参内ありて冠を観修寺
へ之を贈給ふ　此日最上出羽守義光少将ニ
任し　堀尾山城守忠朝四位ニ叙して　廿七日御儀位
廿八日秀頼大坂之城を出て従ふニ赴く是

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

大神君より陽見せんが為也
頼将やしてて島原河尻まで迎しめ此日秀頼二城へ
城こゑてて　大神君へ陽出て午時秀頼
大神君より御書刀（壺盛刀一文字ともいう）
美金三百枚従三枚綾子二十巻小袖十巻以献
上を使を以て答礼　大神君より秀頼へ御物（太刀字）
御馬（太刀字）
御招状（吉光作短刀ともいう）参着す三献
過出る東山こゑて大佛殿し巡視し更に
又本国し社寺仏閣見んが為大坂へ帰陣
かゑ活正伏見へ帰して一献仕
本多正信（秀頼し無し信こ活正歩行也）此月
本多正信秀忠し書を以て城へ陽入
台徳院殿（秀忠）より上使を以て
康長病状見舞此月廿三日康長逝去（五十八歳）

四月小

二日　大神君より　秀利　頼将やしてて大坂へ帰陣
秀頼上洛御報謝として　大神君より秀頼へ白銀
二万両母堂江白銀二千枚　千姫へ御三百把ホ白銀千両紀
三百打ホ献る　三日　秀利　頼将大坂へ出て伏見へ
到る　五日　秀利　頼将陽活二条し城こゑて
淀殿活正室所長丸幸七才歳
左京し亮大名　大神君し御命を以て書状を
像こ

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87
ガラス使用

一如右大将家以後代々公方様江法式ニ而年頭ニ被
為頓ニ自江戸被御出御目録ニ而御献上御太刀
一或ハ臨時御法度或違上意之事并名聞ニ不可
当事
一各抱並ニ従侍ニ不届之儀有之候ハヽ其ものハ
其主人ニ可申付事ニ候ハヽ其主人ニ而も急度
可申付事
右條々堅可相守者也
仍如件
寛永十六年四月十二日　在京諸大名連判
大日　大神君御出世之後ハ御当家根元ニ而御
座候　廿日相国御　廿日将軍家御

為御入魂御見舞ニ　廿二日名護屋ニ
廿三日御船ニ而御乗下ニ　廿四日名護屋
御発ニ而御船ニ而　廿五日午ニ
吉田ニ而御　廿六日中食
御　廿八日　大神君御忌
六月小
廿日ニ而御法事
七月大
定
一江戸ニ而上下拾万石ニ付荷物一駄四十五貫目有
来候ニ付三十文ニ而相極候事　仍如

一 馬雨ニ逢荷物ヲ作ル事一切不可ニ仕候事
一 駄ニ荷物ヲ付ル事
一 馬ニ荷物ヲ付ル事
一 通荷物ニ事ニ寄上下ニ拘ラス何方ニ而も不可
過ニ候一度ニ多ク過候而ハ馬ニ不宜候間其事
右之條々堅ク相守ル可ク候若違背輩ニ於テハ
急度可ニ申付ニ者也仍如ニ件

寛永十六年
七月廿日

伊奈半
清右衛門
石見守

廿七日板倉周防守ニ島原ニ
発向ニ付而ノ事

八月小

三日 常陸下野両国ニ中ニ悪党蜂起ニ付而
追而ニ依テ張紙中細井金之丞所ニ悪党
ホヒ之張紙ヲ取テ参ル 仍テ各別ニ
急ニ参ル様ニ悪ニ付而ノ事

為ら猿舛細井へ永俊を頼
人成悪敷て将十人ばかり捕候
九十三所より参そそ　十三日
ば二町ばかりの処を新ら大神
中ら　廿四日加藤亀と物忠
場ら謝礼をして役所より来
九月大
廿七日　大神君方雲和参ら
頼将　頼房公遠召候ひ参
廿八日　台徳院殿ゟ姫君
次廿八九条左大臣
通房し室
三河ら忠亟　於中納言
秀康卿
越前ゟ飛ら参ら左井大物
浴迎山城ら成ら副ら姫君
大神君長ら沼組ら
大神君ら　命そそ姫君
命ら依て左井利倩
ゟ谷長持ゟ者
ゟ山庄屋善兵衛御右二所
至候ら報世支利倩ら
ゟ依て左井縁ゟ
曆ら左有し記大名昭ら
ら各答指ゟ物

十月小

六日　大神君駿府御発途江戸へ趣き給ふ此日
清水へ立寄御　七日吉祥寺へ立寄御
九日小田原へ立寄御　十日中原へ立寄御
三日御宿へ着此日大久保加賀守
十三日着府　十四日神奈川へ着御
台徳院殿此所へ渡御なり
十五日稲毛へ立寄御　十六日　大神君江戸へ
入玉ふ此日有楽斎ならびに尾
州へ趣く　加賀宰相正之男忠広幼年
なれば国中の制法仕立ての
ため也　廿日

大神君江戸へ帰城なり御
しめし　廿五日　大神君駿府へ参
大神君戸田の船にて
しめし　廿九日

十一月大

五日　大神君富士へ
台徳院殿御参宮
大炊助利勝成瀬隼人正蔵
建る地形見せしめ玉ふ　十三日
二条へ御　此日　台徳院殿御
大神君へ御　廿日　大神君駿府へ

う為武列、有中より老侯此日 台徳院殿江戸し城よを
と入玉ふ 十六日 大神君神よ西川三郎右衛門
台徳院此所より渡御 大神君よ御見 十九日
大神君中象より帝御 廿三日 大神君遊府よを
入玉ふ

十二月大

十三日西宮より嬪子江戸よ到り 君よ
台徳院殿し御末ものして元服を
物て忠宗と号せて 于時御物の石原小太郎家の物
之馬を蒔絵の鞍を置て 于時九歳 忠郷と号して
始ての 台徳院殿より賜ふ 江戸より来侯ふ
十五日琉球使し使薬物

より及玉ふ所也歟 毎日 幸 台徳院殿江戸し城よを
此年山位馬守重政に采地五千石加へ一万石を領し
一万五千石加へ一万石を領ふ 同年 台徳院殿より
金子千枚 御ふ 長八寸ばかりの 金子 こ
西丸仕大番 ちよう 河内四郎五郎 御使番 原彩遠
六番 番頭 幸 同年 其子 遠春 于時二歳 母
改め 御ふ 稲村佐兵衛 幸 同年 大神君し幕下二属し
歳列二万石一戦し時 遠列楼岸助ふ 金子 御使 幸
寛永 幸 台徳院殿 御ふ 稲葉主馬頭 上使
ふ 御ふ 此年 遠春 母 同世 幸 番衆 奥ふ
御ふ 此年 遠春 母 同世 幸 番衆 白銀一千枚
御ふ 此年 遠春 母 同世 幸 番衆 遠春 母

838
12
87

国立国会図書館　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用

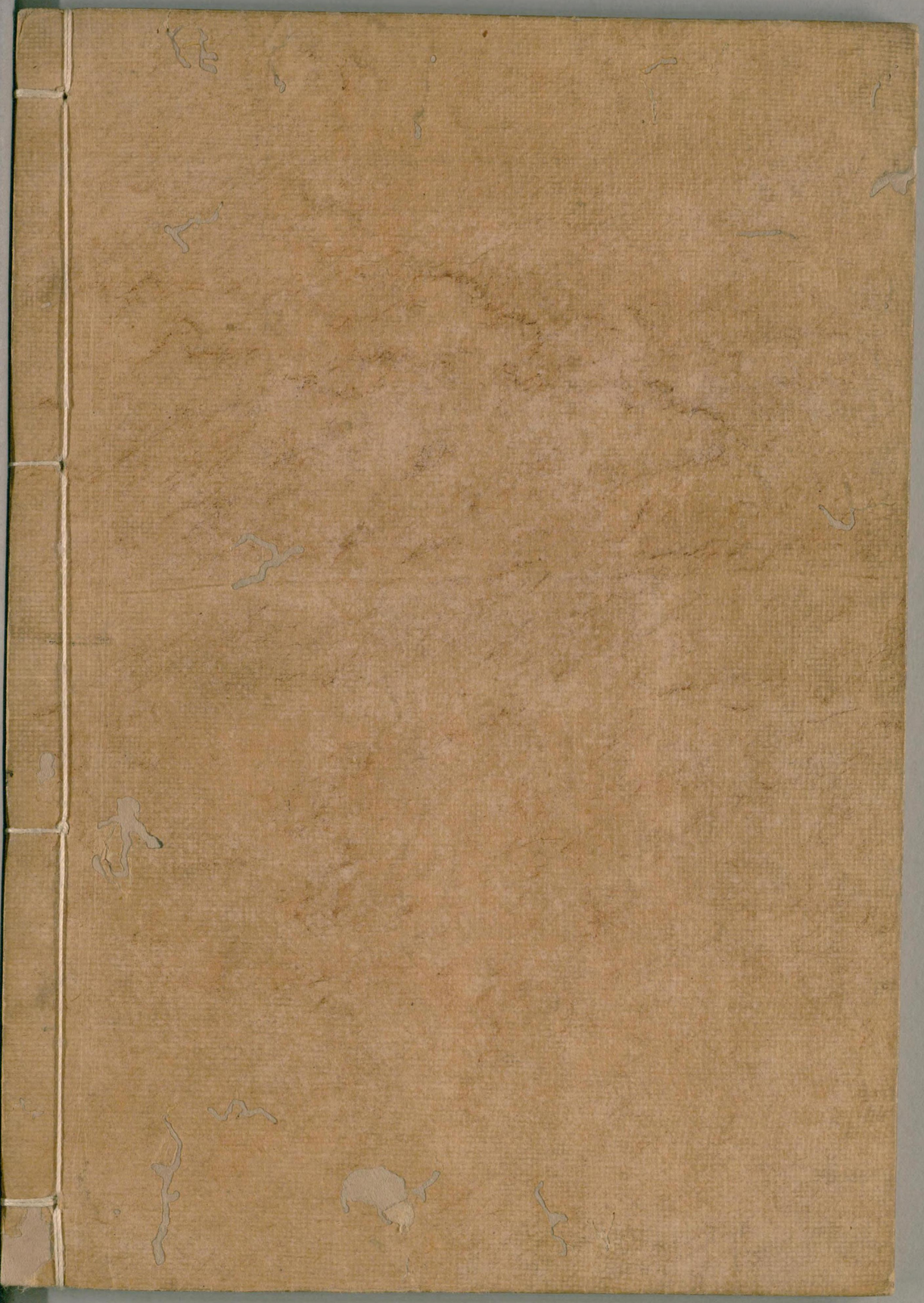

国立国会図書館　　タイトル『家忠日記増補追加 25巻』 請求記号 838-87

ガラス使用